

(案)

資料②

# 鶴岡市再犯防止推進計画

令和6年〇月  
鶴岡市





# 目次

- 第1章 計画の基本的な考え方
  - 1 計画策定の目的
  - 2 計画の位置づけ
  - 3 計画の期間
  - 4 計画に基づく再犯防止施策の対象者
- 第2章 鶴岡市における計画策定の背景
  - 1 犯罪に関する状況
  - 2 刑事施設等の入所者に関する状況
  - 3 薬物事犯の状況
  - 4 再犯防止に係る状況
  - 5 子どもに関する状況
  - 6 現状を踏まえた課題について
- 第3章 計画の基本目標など
  - 1 基本目標
  - 2 成果指標
  - 3 施策の体系
- 第4章 再犯防止に向けた具体的取組
  - 1 生活基盤の確保
  - 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
  - 3 入口支援・出口支援の連携の強化
  - 4 民間協力者の活動の推進
  - 5 再犯防止に向けた基盤の整備
  - 6 子どもの健やかな成長のための支援
  - 7 地域による包摂の推進
- 第5章 計画の推進体制
  - 1 計画の推進体制について
  - 2 計画の進捗管理について
- 資料編
  - 1 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）
  - 2 鶴岡市再犯防止推進協議会設置要綱
  - 3 計画の策定経過
  - 4 策定体制
  - 5 用語集（作成中）
  - 6 主な相談窓口一覧

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の目的

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年にピークを迎え、その後は減少傾向にあります。一方で検挙者の中で再び罪を犯した「再犯者」の数は、平成18年をピークに徐々に減少する傾向にありますが、それを上回るペースで初犯者の数も減り続けているため、再犯者の比率は上昇しております。

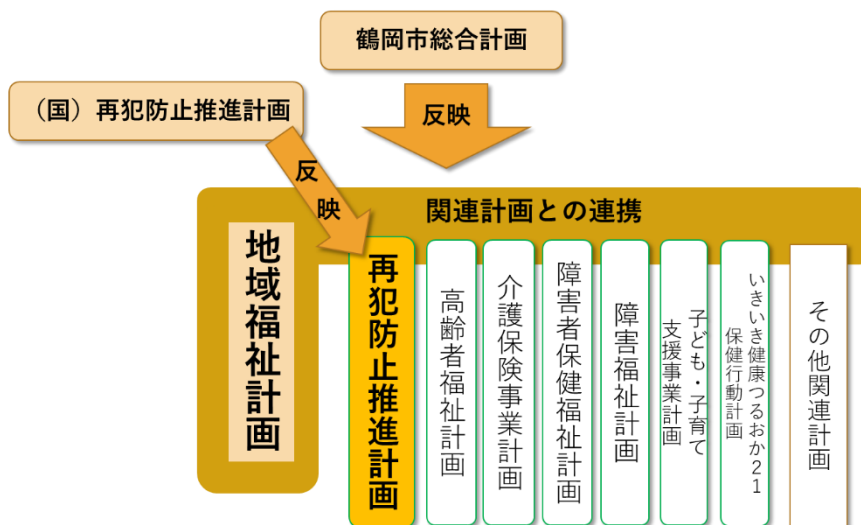
こうした状況の中で、罪を犯した人の円滑な社会復帰を支援し、住民が犯罪被害を受けることを防止することで、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を図るために「再犯の防止等に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という）が平成28年12月に成立、施行されました。同法の中では、国・地方公共団体が再犯防止に関する施策を実施する責務が明記され、国のつくる再犯防止推進計画（平成29年）を勘案して都道府県及び市町村がつくる「地方再犯防止推進計画」の策定が努力義務とされました。これらを受けて山形県では、令和3年3月に「山形県再犯防止推進計画」を策定しました。

こうした国や県の動きを踏まえ、鶴岡市では、罪を犯した人が孤立することなく、社会の一員として円滑に復帰することができるよう支援することで、住民が犯罪の被害を受けることを防止するとともに、罪を犯さない・犯させない、安心して暮らし続けられる社会の実現を目指して、鶴岡市再犯防止推進計画を策定します。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」です。

また、国の再犯防止推進計画や山形県再犯防止推進計画の基本方針や取組内容などを勘案するとともに、鶴岡市の最上位計画である「鶴岡市総合計画」及び福祉分野の上位計画である「鶴岡市地域福祉計画」を踏まえながら、鶴岡市における再犯防止に関する各種施策・取組をとりまとめた個別計画として位置づけられます。



### 3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とします。

### 4 計画に基づく再犯防止施策の対象者

罪を犯した又は非行をした結果、次のような処分になった人のうち支援が必要な人を対象とし、必要に応じてその家族も対象とする。

- ・不起訴処分になった人
- ・罰金・科料を受けた人
- ・執行猶予者
- ・矯正施設（刑務所、少年院等）出所者
- ・非行少年又は非行少年だった人

## 第2章 鶴岡市における計画策定の背景

### 1 犯罪に関する状況

#### (1) 再犯者数と再犯者率の推移

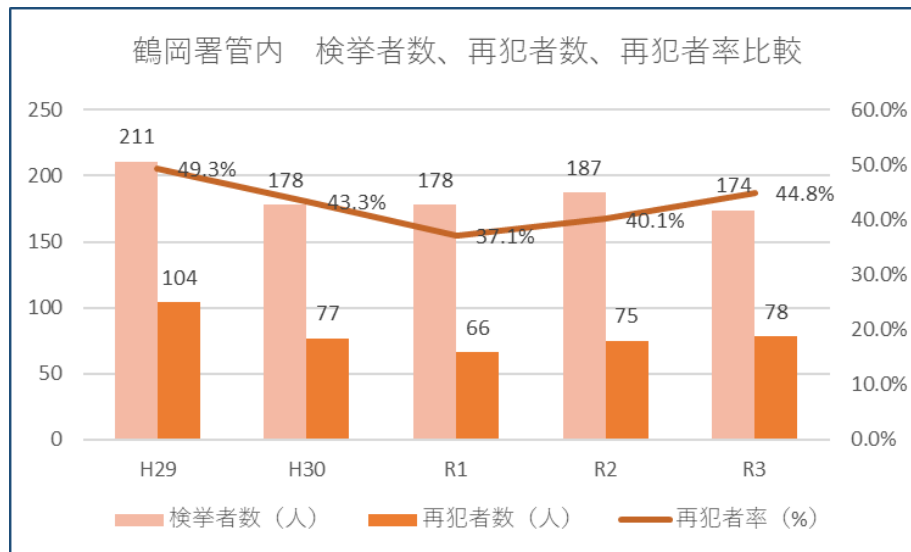
##### 【全国・山形県】

- ・全国、山形県共に検挙者数・再犯者数は減少傾向だが、再犯者率は依然高水準

##### 【鶴岡署管内】

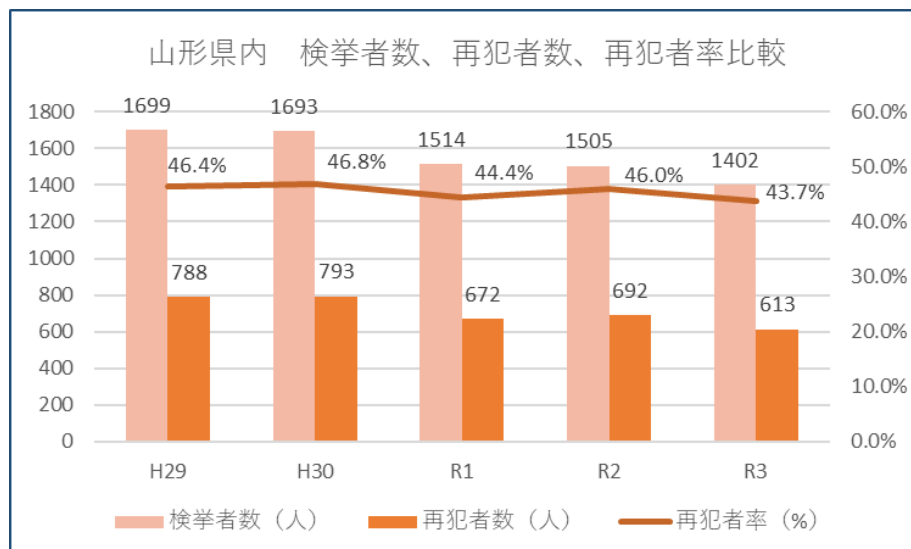
- ・平成30年以降、検挙者数は依然高水準
- ・平成29年～令和元年にかけて再犯者数が減少傾向、令和2年以降は増加傾向

#### ① 鶴岡署管内 検挙者数、再犯者数、再犯者率



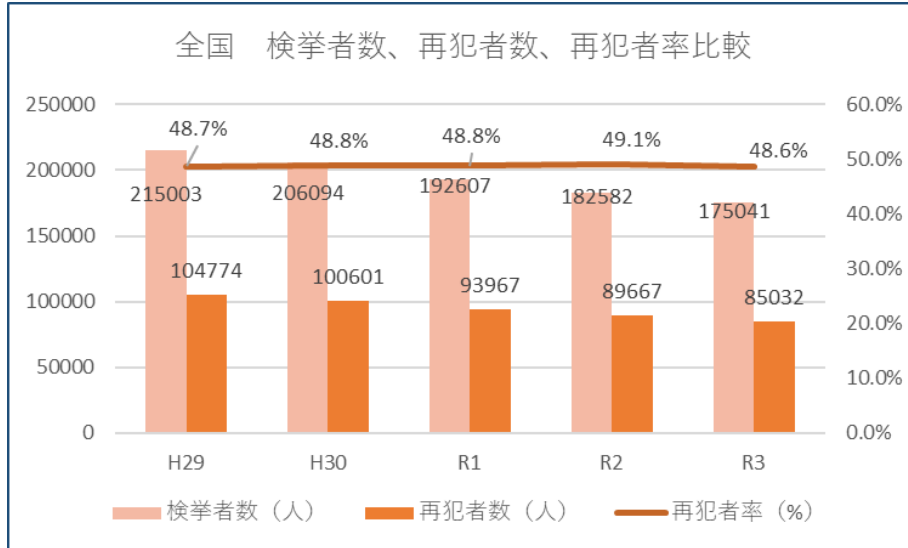
(出典：法務省矯正局提供データを基に鶴岡市作成)

#### ② 山形県内 検挙者数、再犯者数、再犯者率



(出典：法務省矯正局提供データを基に鶴岡市作成)

③全国 検挙者数、再犯者数、再犯者率



(出典：法務省矯正局提供データを基に鶴岡市作成)

(2) 検挙者（少年を除く）の犯罪種別（鶴岡署管内）

- ・ 刑法犯検挙者全体では約 8 割が粗暴犯と窃盗犯
- ・ 再犯者では、窃盗犯の割合が最も多い
- ・ 65 歳以上の高齢者では、窃盗犯の割合が最も多い

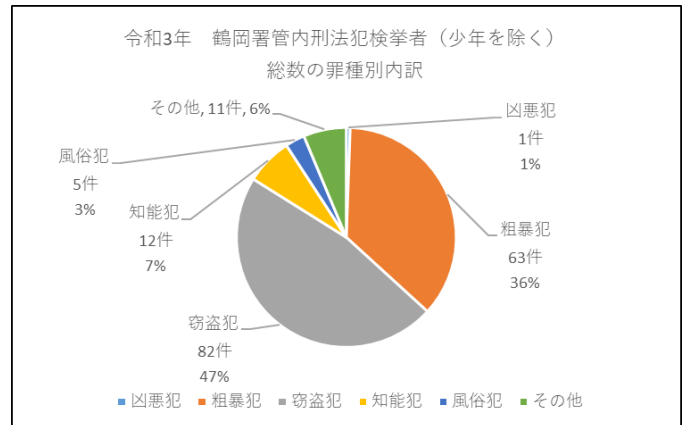
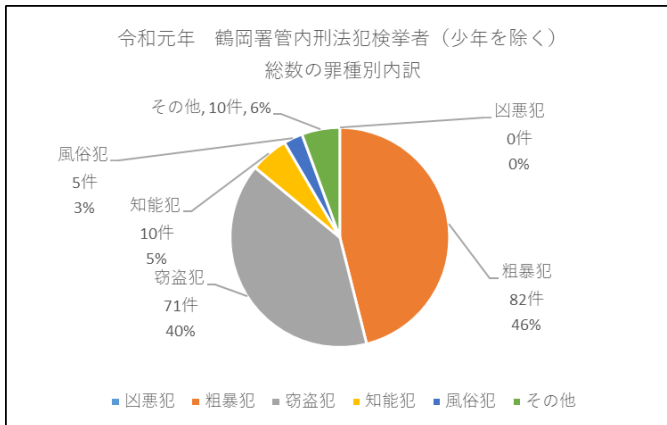
【用語解説】

『刑法犯』

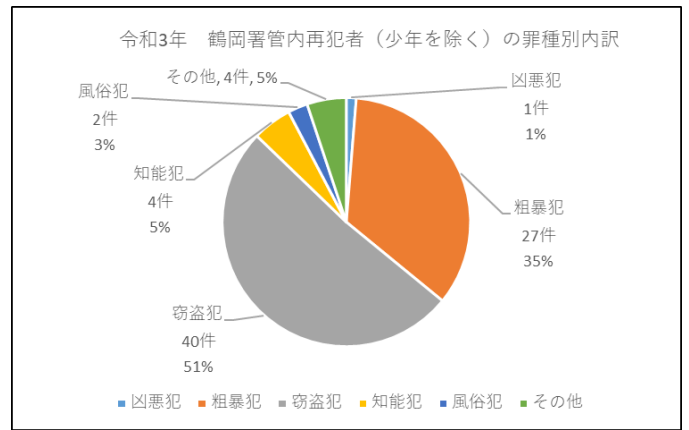
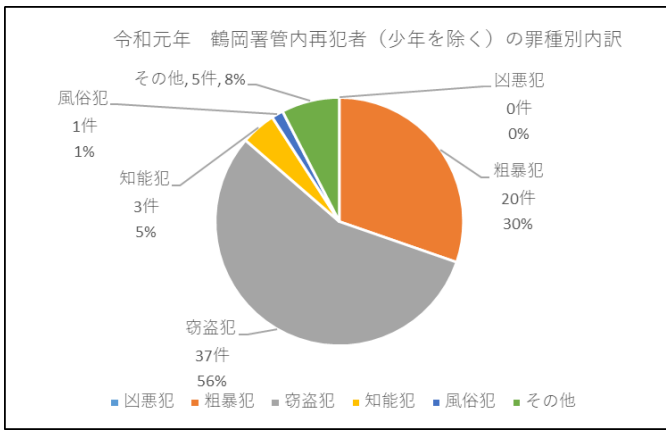
刑法（危険運転致死傷、過失運転致死傷等を除く）及び爆発物取締罰則や暴力行為等処罰法などの特別法に規定される犯罪。

<種別>

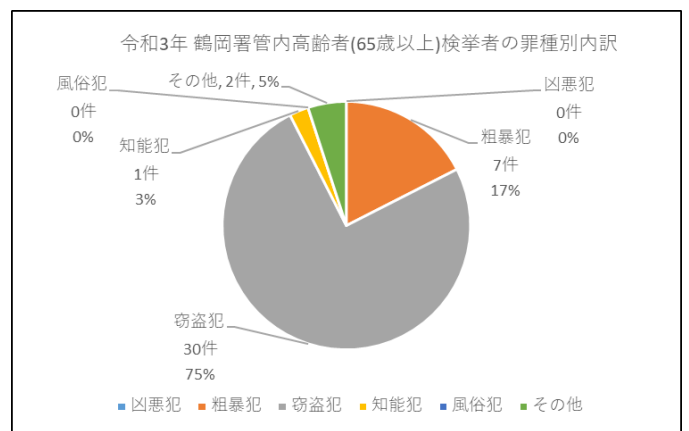
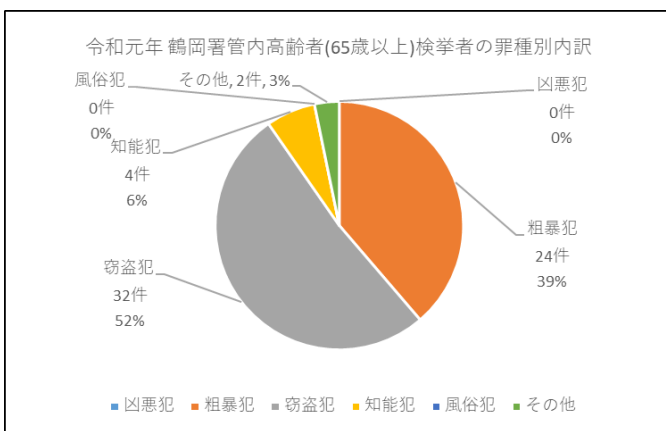
- 凶悪犯…殺人、強盗、放火、強制性交等の罪
- 粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝等の罪
- 窃盗犯…窃盗の罪
- 知能犯…詐欺、横領（占有離脱物横領を除く）、偽造等の罪
- 風俗犯…賭博、わいせつの罪
- その他…上記以外の罪種



(出典：法務省矯正局提供データを基に鶴岡市作成)



(出典：法務省矯正局提供データを基に鶴岡市作成)



(出典：法務省矯正局提供データを基に鶴岡市作成)

### (3) 鶴岡署管内の近年の犯罪動向

鶴岡署管内での近年の総検挙者数に大きな変化はないが、令和2年以降は再犯者数が増加傾向にある。

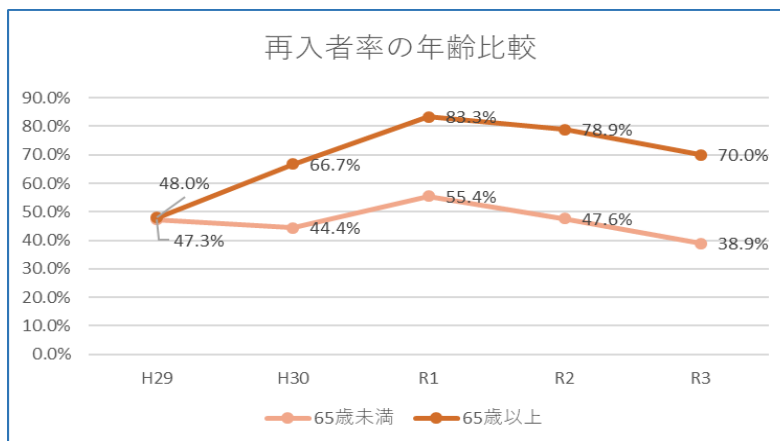
罪種別内訳について、再犯者率の変化が大きい令和元年と令和3年を比較すると、検挙者全体では令和元年と令和3年共に4割以上が窃盗犯であり、令和3年の方が窃盗犯の割合は増加している。再犯者においては、令和元年と令和3年は共に窃盗犯が5割以上で大きな違いはない。65歳以上では、令和3年の方が窃盗犯の割合が大きく増加している。



## 2 刑事施設等の入所者に関する状況

### (1) 刑事施設入所者における再入者率の年齢別の状況（山形県内）

- ・再度刑務所に入る割合、「再入者率」は近年 65 歳以上が大幅に増加

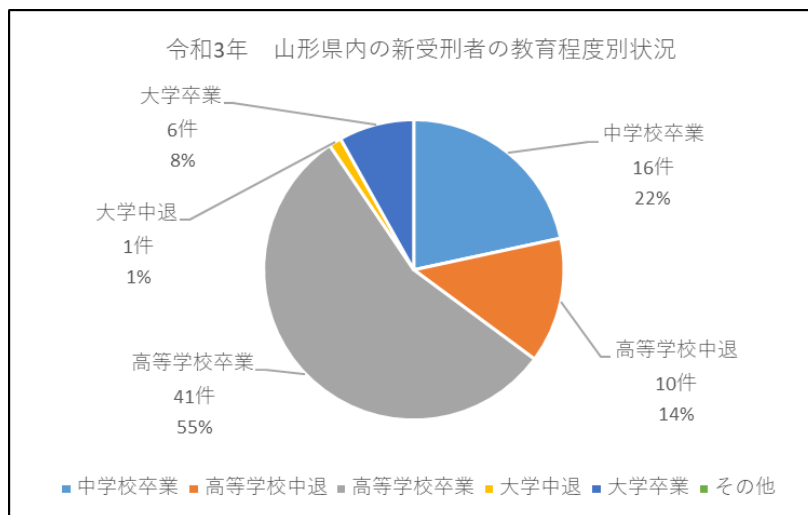


(出典：法務省矯正局提供データを基に鶴岡市作成)

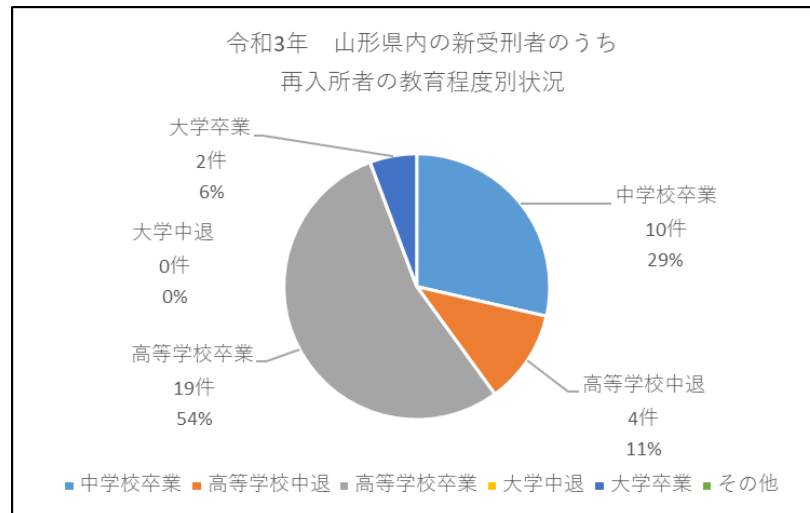
※山形刑務所では、認知機能や身体機能の低下が認められる高齢受刑者のための体操やパズルなど、介護予防の取組を実施しています。

### (2) 刑事施設入所者における教育程度別の状況（山形県内）

- ・新受刑者（その年に刑務所に入所した者）のうち、高等学校を卒業していない人の割合（中学校卒業及び高等学校中退）は全体の 3 割以上
- ・再入所者のうち、高等学校を卒業していない人の割合は 4 割



(出典：法務省矯正局提供データを基に鶴岡市作成)

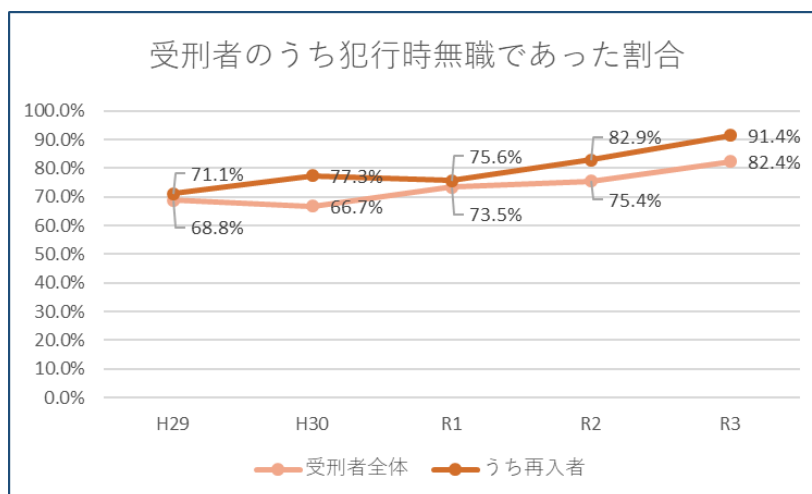


(出典：法務省矯正局提供データを基に鶴岡市作成)

※山形刑務所においては、中学校卒業程度・高等学校卒業程度の教科指導、希望者に高卒認定試験を実施するなど、学力不足による社会適応の難しさを和らげる取組を実施しています。

### (3) 刑事施設入所者における犯行時の就業状況 (山形県内)

- ・受刑者のうち犯行時の就業状況は、一貫して無職の割合が高く、上昇傾向

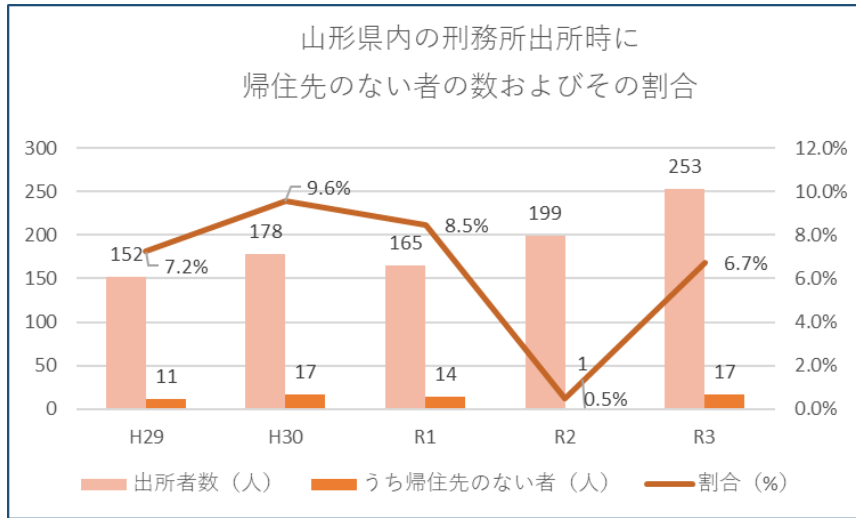


(出典：法務省矯正局提供データを基に鶴岡市作成)

※山形刑務所では、ハローワークの協力を得て、刑務所内で就労支援説明会を実施するなど、入所中の就労支援に力を入れています。

(4) 刑務所出所時に帰住先のない者の数および割合の推移（山形県内）

- ・ 刑務所出所時に帰住先（出所後に居住する予定の場所）のない人の割合は、概ね5～10%の間で横ばい

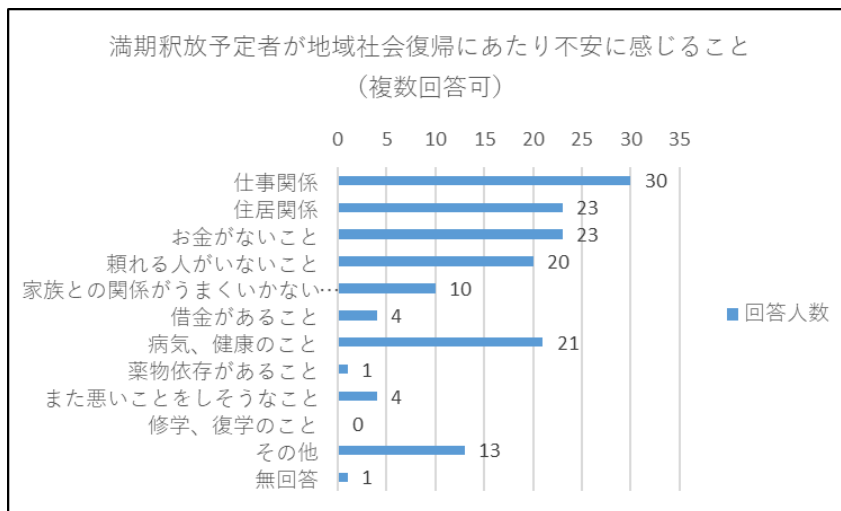


(出典：法務省矯正局提供データを基に鶴岡市作成)

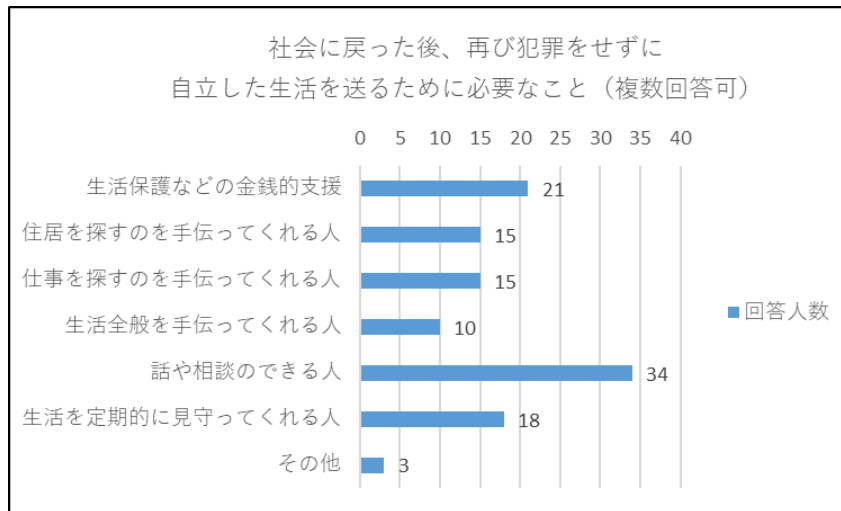
※山形刑務所では、保護観察所や地域生活定着支援センターと協力して帰住先を確保するための働き掛けを行っています。

(5) 満期出所者の支援ニーズ

- ・ 県の実施した実態調査では、社会復帰にあたって不安なことのうち多かったのは、「仕事関係」「住居関係」「お金がないこと」
- ・ 社会に戻った後再び罪を犯さずに自立した生活を送るために必要なことのうち多かったのは、「話や相談のできる人」「生活保護などの金銭的支援」



(出典：山形県「地域再犯防止推進モデル事業」の実態調査)

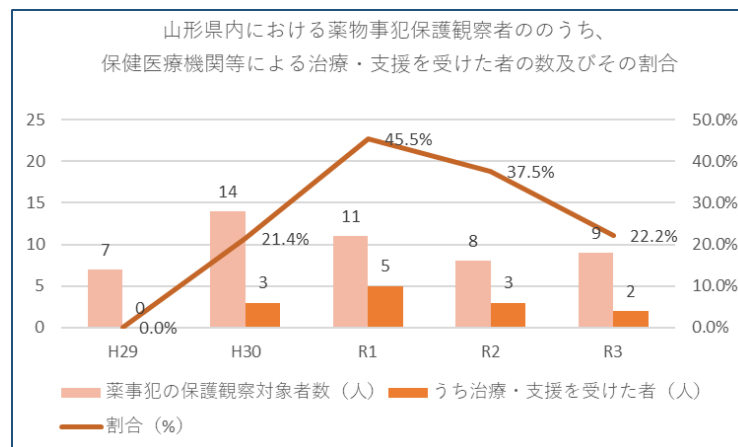


（出典：山形県「地域再犯防止推進モデル事業」の実態調査）

### 3 薬物事犯の状況

#### （1）薬物事犯保護観察者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合（山形県内）

- ・薬物事犯での保護観察対象者のうち、医療機関等での治療・支援を受けた者は過去5年間で平均約25%



（出典：法務省矯正局提供データを基に鶴岡市作成）

### 4 再犯防止に係る状況

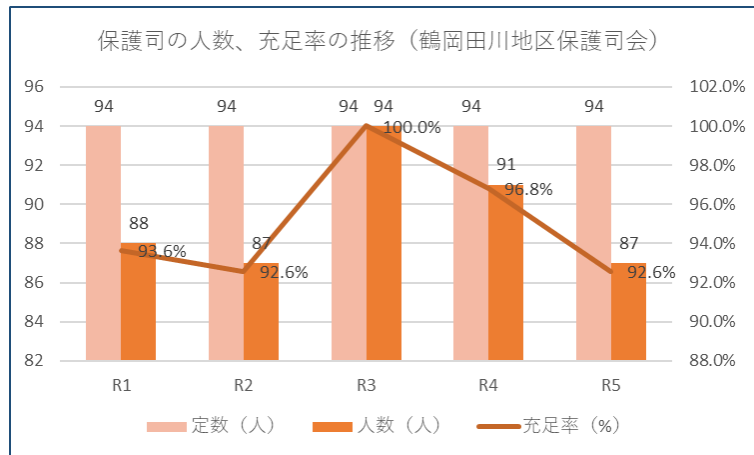
#### （1）鶴岡田川地区保護司会の状況

- ・鶴岡田川地区保護司会（鶴岡市、庄内町、三川町）の保護司数は定数 94 人に対し 87 人であり、充足率は 92.6%で、近年では横ばい

#### 【用語解説】

##### 『保護司』

罪を犯した人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティア。保護司法に基づく法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施や犯罪予防活動等、更生保護に関する活動を行っている。



(出典：鶴岡田川地区保護司会)

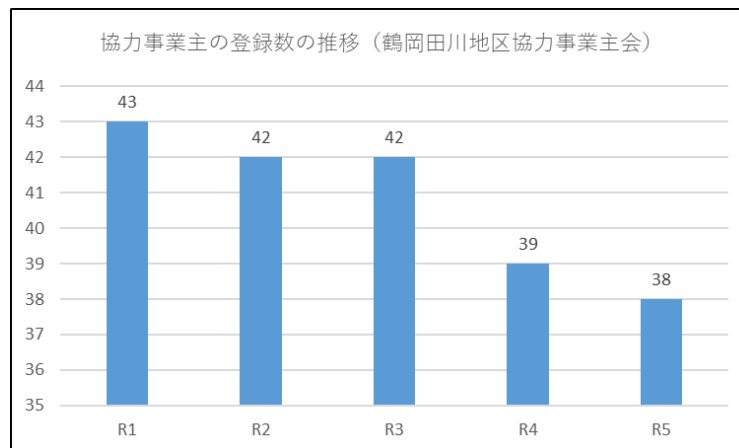
## (2) 鶴岡田川地区協力事業主会の状況

- ・鶴岡田川地区協力事業主会（鶴岡市、庄内町、三川町）の令和5年度の登録数は38社
- ・過去5年間の推移では事業者の廃業などにより登録事業者数は減少傾向
- ・過去5年間で実際に雇用に至った実績なし
- ・特に法人会員の登録に際しての審査要件が厳しく時間もかかるため、登録拡大に結びつかない

### 【用語解説】

#### 『鶴岡田川地区協力事業主会』

犯罪や非行をしたことにより定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の団体。平成21年度に34社登録からスタートした。



(出典：鶴岡田川地区保護司会)

## 5 子どもに関する状況

### (1) 非行少年等の状況（山形県内）

- ・犯罪少年は過去 10 年減少傾向で、10 年前の約 3 割まで減少
- ・触法少年は 5 年ほど前から減少傾向で、10 年前に比べ約 7 割まで減少
- ・不良行為少年は過去 10 年減少傾向で、10 年前の 3 割以下まで減少

#### 【用語解説】

##### 『非行少年』

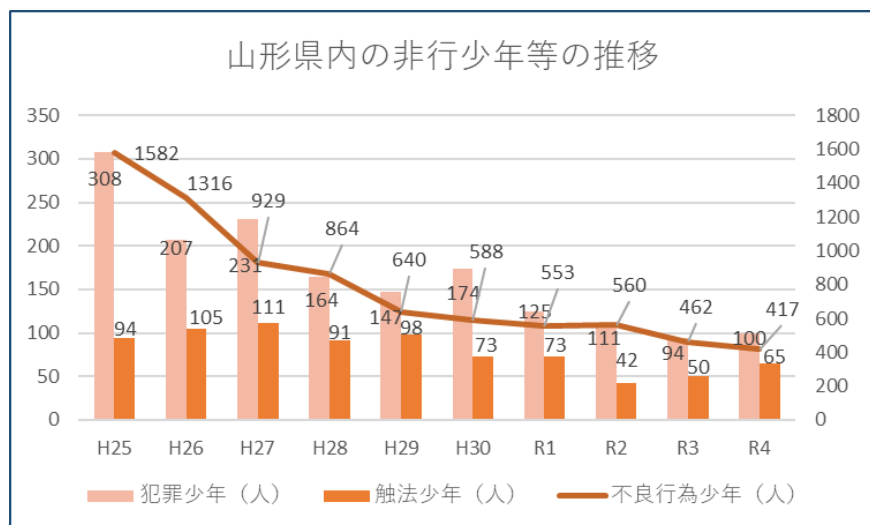
少年法に規定される次の少年。

- ① 14 歳以上で罪を犯した少年。（犯罪少年）  
さらに刑法犯少年（凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他）と特別法犯少年に分類される
- ② 14 歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年。（触法少年）
- ③ 罪を犯すという程度には至らないが、保護者の正当な監督に服さなかったり、正当な理由がなく家庭に寄りつかなかったり、犯罪性のある者や不道徳な人と交際したり、いかがわしい場所に入出入りして、将来罪を犯す危険性のある少年。（ぐ犯少年）

#### 【用語解説】

##### 『不良行為少年』

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊、その他自己または他人の徳性を害する行為をしている少年。ここでは、「非行少年」と「不良行為少年」を合わせて「非行少年等」と記載する。



(出典：山形県子ども・若者白書データを基に鶴岡市作成)

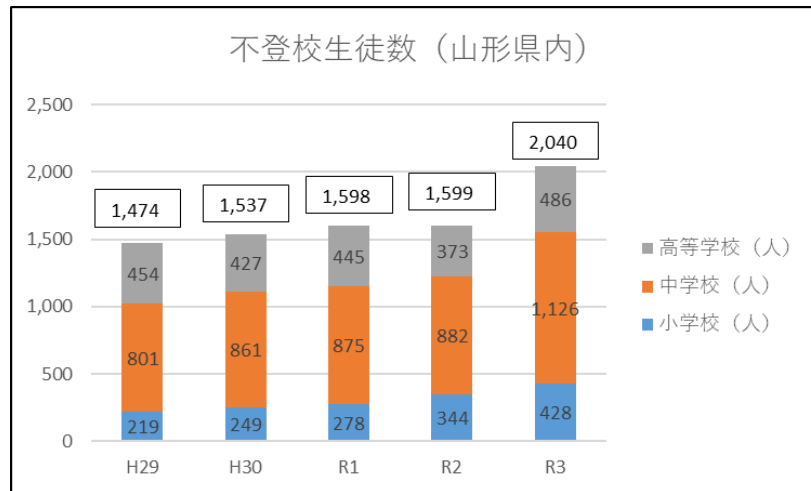
### (2) 不登校生徒の推移（山形県内）

- ・小中学校の不登校生徒数は増加傾向
- ・高等学校の不登校生徒数は横ばい
- ・小中高別の不登校数の割合では、中学校が最も高く 5 年平均で約 55%

【用語解説】

『不登校』

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者。



(出典：山形県子ども・若者白書データを基に鶴岡市作成)

(3) いじめの認知件数（山形県内）

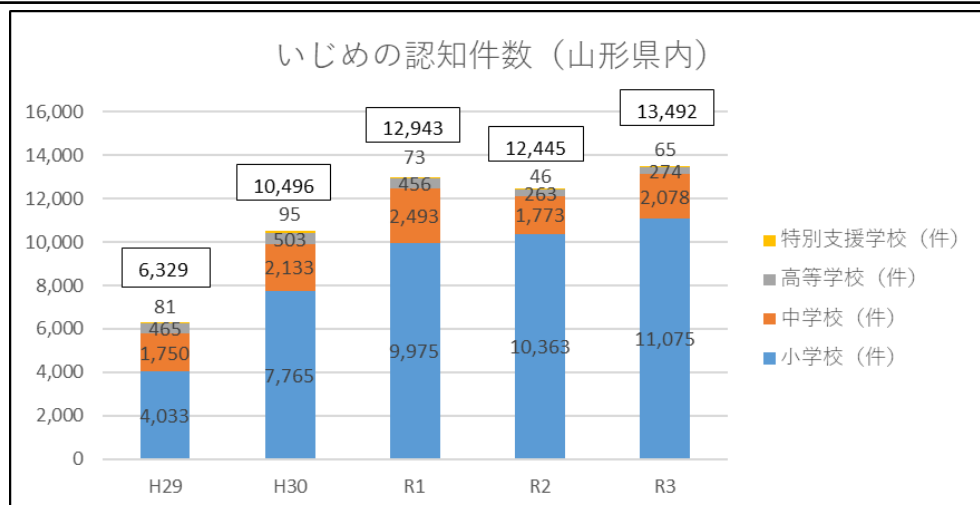
- ・ 小学校のいじめの認知件数は近年一貫して増加傾向
- ・ 中学校、高等学校、特別支援学校では概ね横ばい
- ・ 小中高別のいじめ認知件数の割合では、小学校が最も高く 5 年平均で約 75%

【用語解説】

『いじめ』の定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。また、起こった場所は学校の内外を問わない。



(出典：山形県子ども・若者白書データを基に鶴岡市作成)

## 6 現状を踏まえた課題について

### (1) 住居の確保について

山形県内でも刑務所出所者の約5～10%が帰住先のないまま出所に至っています。また、緊急連絡先や保証人の確保ができず、住居契約が難航する場合があります。自立した生活のためには住居の確保が必要不可欠であり、居住環境が整わないと就労やその他福祉サービスの利用などに安心して取り組むことは難しく、優先して取り組むべき重要な課題です。

### (2) 就労について

就業による収入の確保が間々ならず犯罪に手を染めてしまう人は多く、出所後にいかに就労先を見つけるかは重要な課題です。

また、就労開始しても人間関係のトラブルから離職してしまう人も多く、罪を犯した人の事情を理解し配慮して雇用する「鶴岡田川地区協力事業主会」の拡大が必要となります。

また、雇用する側とのマッチング機能も不足している状況です。

### (3) 高齢者等への支援について

65歳以上の高齢者は65歳未満に比べて刑務所へ再入所する割合が多いことを踏まえ、高齢者など福祉的なケアが必要な人を適切なサービスへつなげることが必要です。

どこに相談してよいか分からず適切な支援につながらない、窓口をたらい回しにされているうちに相談する気持ちを削がれ、自暴自棄になってしまうといった事態を避けるために、相談窓口を明確化し、他の関係機関等へつなぐ際にも、相談者に寄り添い丁寧かつ明確な対応を行っていく必要があります。

### (4) 依存に苦しむ人への支援について

犯罪を繰り返す人の中には、様々な依存に苦しんでいる人も少なくありません。例えば薬物事犯者は、罪を犯した人であると同時に薬物依存症の患者である場合が多く、薬物依存症からの回復に向けた治療や支援を継続的に行う必要があります。

また、薬物依存以外にもアルコールやギャンブルなど様々な依存症がありますが、依存を有する人はこころの問題を抱えている場合も多いため、一人で抱え込まず、周囲の人や支援機関に相談できるようにする環境づくりが必要です。

### (5) 入口支援・出口支援の重要性について

罪を犯して検挙された人は、検察、裁判、矯正、更生保護の各段階で処遇を受けますが、中には起訴猶予、執行猶予等により刑務所等の刑事施設に入所せず地域社会に戻る場合があります。いずれの場合も地域社会に戻った際に、地域でのつながりをなくし、社会的に孤立することが再犯に結びついてしまうことが課題となります。

そのため、再犯防止の推進を図るには、刑務所等から出所した人に対する支援だけでなく、罪を犯したが起訴猶予や執行猶予等で刑務所へ入所していない人への支援が重要となります。

#### 【用語解説】

#### 『入口支援・出口支援』

刑務所から出所した人に対する支援を「出口支援」といい、罪を犯したが起訴猶予や執行猶予等で刑務所へ入所していない人への支援を「入口支援」と言います。

### (6) 民間協力者の活動への支援について

罪を犯した人は、地域社会に戻っても、「どこに、誰に相談してよいか分からない」、「相談できる相手がいない」などの理由から地域社会で孤立してしまう場合があります。罪を犯した人の社会復帰は、「保護司」や「更生保護女性会」、「協力雇用主」など、多数の民間



ボランティアの協力により支えられており、こうした団体の活動を促進する支援の継続が必要となります。

#### (7) 関係団体間の連携による相談支援体制について

罪を犯した人が地域社会の中で孤立することなく自立した生活を送るためには、地域社会に戻ってからも国、県、市、保健医療・福祉関係機関、民間協力者がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して切れ間なく支援を続けることが必要となります。

刑事司法手続きを離れた人に対する支援は、主に地方公共団体が主体となって一般市民を対象として提供する各種行政サービス等を通じて行われることが想定されますが、多くの窓口では再犯防止施策の認知度が低く、適切な窓口・関係機関への誘導にも課題が残されています。

#### (8) 少年非行の未然防止について

再入所者の教育程度では、中学校卒業、高等学校中退が全体の40%を占めています。高等学校中退の理由には、学校生活不適応、進路変更等の個々の事情があり、これらが非行・犯罪に必ずしも結びつくものではありませんが、少年非行に陥り犯罪へと移行している再入所者が少なくない現状があります。

また、非行少年の人数は減少傾向にあるものの、一方で不登校やいじめの件数は増加しています。非行に至る背景には、家庭や地域社会における教育機能の低下、経済的困窮、いじめ、虐待、孤立など様々な要因が考えられるため、学校や警察等の関係機関と連携した非行の未然防止に向けた取組の継続が必要となります。

#### (9) 学びの支援について

県内の高校進学率は99.5%であり、ほとんどの人が中学卒業後に高等学校等へ進学します。一方、令和3年の刑務所等入所者のうち、3割以上が中学校卒業、又は高等学校中退となっています。

教育の程度が非行や犯罪に結びつくとは必ずしも言えませんが、青少年期に適切な学習の機会が得られることは、社会からの疎外感や孤立防止、人格形成や自立した生活を営む意識の醸成にも大変重要であり、適切な学習機会の確保が課題となります。

#### (10) 更生保護に対する地域理解について

罪を犯した人が円滑に社会復帰するためには、自らの更生に向けた努力はもちろんですが、社会で孤立することがないように地域住民の理解と協力のもとで支援することが重要です。ただし、再犯防止に関する取組はこれまで地域住民にとってなじみが薄く身近ではないため、認知度が低いという課題があります。

そこで、再犯防止や罪を犯した人への社会復帰支援の重要性について理解促進を図るためには、市や関係機関、民間団体が連携して、地域住民に向けた広報・啓発を行う必要があります。

#### 【用語解説】

#### 『更生保護』

罪を犯した人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、自立や改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

## 第3章 計画の基本目標など

### 1 基本目標

住民が犯罪の被害を受けることなく、安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現を図るためには、罪を犯した人が孤独を抱えないよう見守り、円滑に社会復帰ができるよう支えていく必要があります。

罪を犯した人は、福祉的な支援が必要な人や厳しい生育環境にあった人など、様々な課題を抱えています。

再び罪を犯さないようにするためには、行政をはじめ、刑事司法関係機関、民間協力者などが一丸となり、息の長い支援を行うことが重要です。

そのため、以下の基本目標を掲げて住民、関係団体、行政機関が連携しながら再犯防止に関する施策を推進していきます。

#### 【基本目標】

みんなで支え合い、誰一人取り残さず安心して暮らせる社会の実現

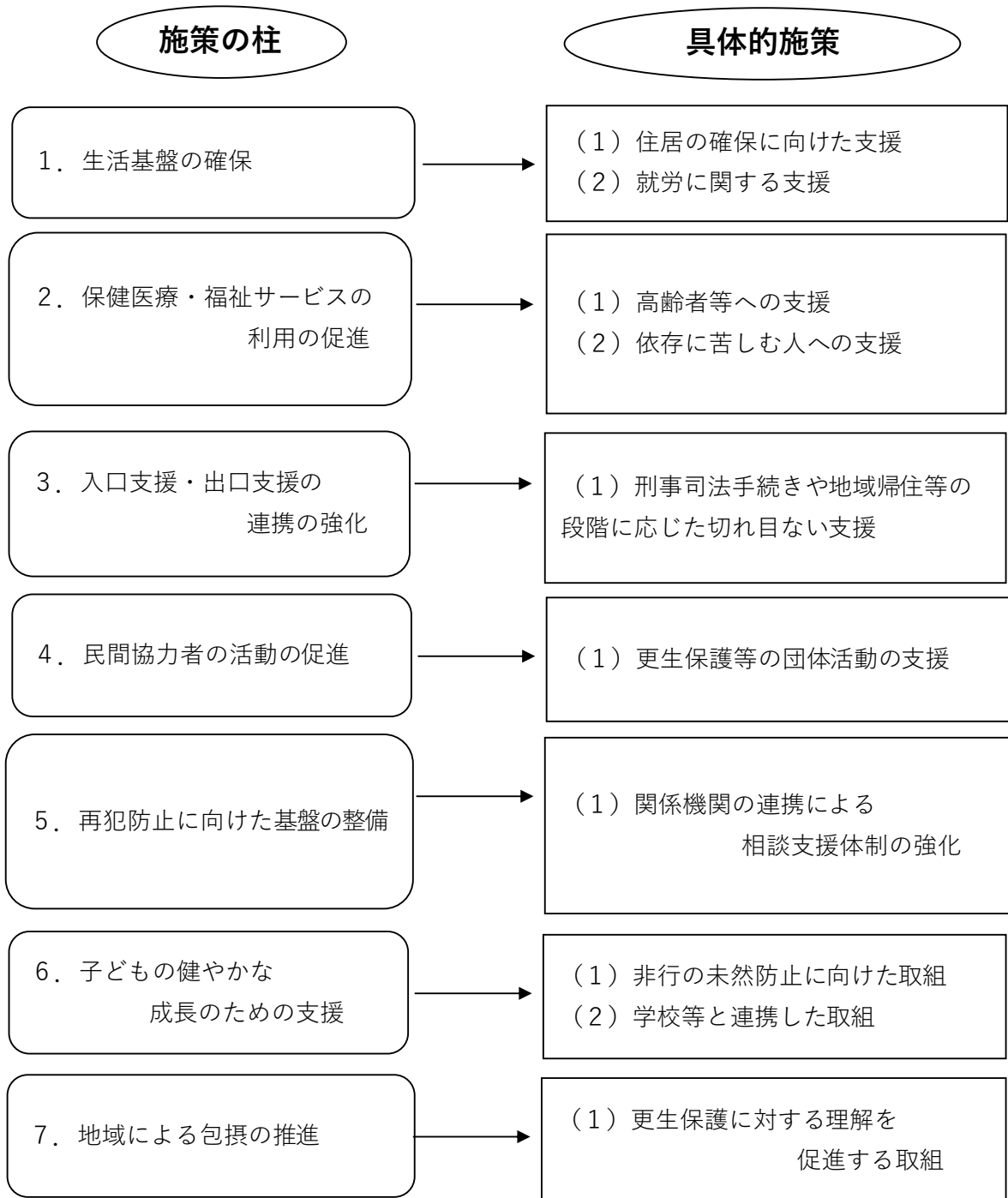
### 2 成果指標

計画期間の平均再犯者数を令和3年度（78人）を基準として5%以上減少（74人以下）させます。

### 3 施策の体系

再犯防止に関する支援・施策は、国、県、鶴岡市、民間団体等が連携して取組を進めています。施策は、再犯防止に特化したものと、住民向けの一般的な支援・サービスにつながるものがあります。

本計画では、住居や就労といった「生活基盤の確保」に主眼を置き、鶴岡市の施策のみならず、国、県、民間団体等が行う具体的施策を以下の7つの柱立てに分類し、体系的に推進します。



## 第4章 再犯防止に向けた具体的取組

### 1 生活基盤の確保

#### (1) 住居の確保に向けた支援

安定した社会生活を営む上で住居の確保は必要不可欠です。刑務所出所者の約5～10%は帰住先がないまま出所している現状があり、親族や身元保証人がいないことで住居確保ができないケースも見受けられます。鶴岡市では、地域生活定着支援センター等と連携しながら、次のような住居確保の支援を行います。

#### ①市営住宅の提供

住居の確保に困っている人で、所得が法令基準内の人に市営住宅を提供します。

連帯保証人が決まらず入居ができない場合など、入居要件上の課題のある人への対応について検討を進めます。

#### ②居住支援協議会による物件の紹介支援

鶴岡市居住支援協議会では、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するために、低所得者・高齢者・障害者など住宅確保に特に配慮を要する人を対象に、福祉相談窓口等を通じてエントリーした人に、登録不動産事業者の住宅情報の提供を継続します。

#### ③住宅入居に際しての保証人不在の問題の解決

家族や知人との関係が希薄であるなどの理由で、住宅の入居契約において保証人を立てられずに住まい探しが進まないケースについて解決を図るべく、不動産業者等の実態調査を行うとともに、代替手段や保証人を要しない入居が可能な不動産業者の開拓に努めます。

#### ④養護老人ホームへの入所調整

市内に居所はあるが、居所を失うおそれのある高齢者、見守りが必要な高齢者、生活環境が悪化し、経済的に困窮した高齢者を擁護する養護老人ホームの入所相談に応じます。

#### ⑤住居確保給付金の給付

離職等により住居を失った人、または失う恐れが高い人へ、期限付きで住居確保給付金を給付します。生活の土台である住居を整えた上で求職活動を支援することで、居住の安定と就労の確保につなげます。

#### (2) 就労に関する支援

刑務所入所時の就業状況を比べると、職に就いていた人よりも無職の割合が圧倒的に多い状況にあります。罪を犯した過去があることや、就労するにあたって必要な知識・資格等を有していないことなどから、円滑に求職活動が進まない場合があります。鶴岡市では、従来から行われている一般的な就労支援へ適切につないでいくことのほかに、協力雇用主の拡大など刑務所等出所者の支援に特化した取組にも積極的に協力します。

#### ①刑務所出所者等への就労支援の普及啓発

ハローワーク・協力雇用主の行う就労支援について、関係機関と連携した広報・周知を行います。

#### ②協力雇用主の雇用促進

協力雇用主のうち実際に雇用に至る例が少ないことから、鶴岡田川地区協力事業主会への実態調査を実施し、課題の整理を行うとともに、関係機関の連携・登録企業・団体の拡大などに向けた支援を行います。

### ③生活保護世帯への就労支援員の求職支援

生活保護世帯の中で求職活動中の人に定期的に求職状況の確認や助言を行い、ハローワークへの相談につなげるなど、継続した求職・就労支援を実施します。

### ④生活困窮者自立支援制度による自立相談支援、就労準備支援

鶴岡地域生活自立支援センター「くらしステーション（くらしス）」ではハローワークや関係機関と連携した求職支援・就労支援を行います。

また、就労準備支援事業「したくホーム」では、社会との関わりに不安があり求職活動に至らない方に対し、基礎能力の形成・意欲の向上により、就労に向けた支援を行います。

段階に応じてこうした支援を組み合わせることで安定した就労へつなぎます。

### ⑤鶴岡ワークサポートルームによる内職の紹介

家庭環境などの事情により雇用関係による就労が難しく、内職による就労を希望する方へ内職の紹介を行います。

### ⑥協力雇用主に対する建設工事の等級別格付の加点

建設工事の入札参加資格がある建設業者が更生保護の協力雇用主として登録している場合、等級別格付の加点対象とします。

## 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

### (1) 高齢者等への支援

65歳以上の高齢者は、65歳未満に比べて刑務所へ再入所する割合が多く、高齢者など福祉的なケアが必要な方を適切な支援へつなげることが必要です。これらは再犯防止に限定したものではなく、一般に行われている福祉的支援のことであり、次のような支援を必要に応じて円滑につなぎます。

#### ①生活の困りごと全般に関する継続的な相談支援

地域で安定した暮らしを維持できるよう、生活の困りごとに関する相談支援を行い、必要なサービス、制度、地域活動につなげるなどの支援を行います。また、定期的な訪問活動による状況確認・情報提供を行い、対象者の生活の向上、連携機関・関係者との情報共有を図ります。

#### ②重層的支援体制整備事業の実施

各相談支援機関が、相談者の相談内容を、担当分野に関わらず包括的に受け止め対応し、必要な関係機関につなぎ、関係する複数の機関が連携支援する体制を整備します。

#### ③生活困窮者への相談支援

生活困窮者自立支援制度による生活自立支援を行う鶴岡地域生活自立支援センター「くらしステーション（くらしス）」では、生活困窮者やその家族からの相談に応じ、伴走型の支援を実施します。

#### ④高齢者への相談支援

地域包括支援センターにおいて、高齢者本人やその家族等からの様々な相談に対応し、支援につなぎます。

#### ⑤障害者に対する支援

障害者相談支援センターにおいて、障害者やその家族の様々な相談に対応します。必要に応じて、医療機関や他の相談支援機関と連携してチームで支援を行います。

## ⑥成年後見制度の活用

頼ることができる人がおらず、判断能力の低下などにより、金銭管理や施設入所手続きが困難となった高齢者が安心して生活を送ることができるよう本人に代わって代理や同意、取消しができる成年後見制度の活用の相談に対応し、利用の促進に取り組みます。

## ⑦生活保護世帯への支援

生活保護ケースワーカーによる生活保護世帯への定期訪問等日常的な支援により、生活状況や課題の把握を進め、必要な福祉サービスの利用促進や、社会資源の活用等の助言・指導を行うことで、自立した生活に向けた支援を行います。

## ⑧地域住民に寄り添った民生児童委員による相談支援、見守り活動の推進

民生児童委員は住民に寄り添い、見守り活動を行うことで、孤独孤立の防止を図るとともに、様々な生活相談に応じ、適切な福祉サービスへのつなぎ役としての役割を担います。

## ⑨孤独・孤立への支援

生きづらさを感じる人のSOSに気づける人材を養成し、地域の絆を活かした支援により、望まない孤独・孤立を防ぎ、誰一人取り残さない地域づくりに取り組みます。

### (2) 依存に苦しむ人への支援

罪を犯す人の中には様々な依存に苦しんでいる人もいます。薬物依存のほか、アルコールやギャンブルなど様々な依存症がありますが、そうした依存を有する人が一人で抱え込まず、周囲の人や支援機関に相談できるようにする環境づくりを進めます。

#### ①保健師等専門職によるこころの健康に関する相談及び関係機関の周知

保健師等専門職が精神疾患を含むこころの健康問題などの相談に応じていきます。

また、必要に応じて山形県精神保健福祉センターの依存症相談会等や医療機関、自助グループ等を周知します。

#### ②民間団体による依存症からの立ち直り支援

NPO法人 Comfy では、医療機関や関係機関と連携し、施設利用者が共同生活を送りながらグループミーティングを行う「回復プログラム」を実践するとともに、依存者等に対する通院のサポートを行うなど、依存からの脱却による社会復帰を支援します。

#### ③薬物依存からの立ち直り支援の周知・啓発活動

NPO法人 Comfy では、薬物防止教育として刑務所や保護観察所等にスタッフを派遣して、自らの経験を活かしたメッセージ活動やグループワークを行います。

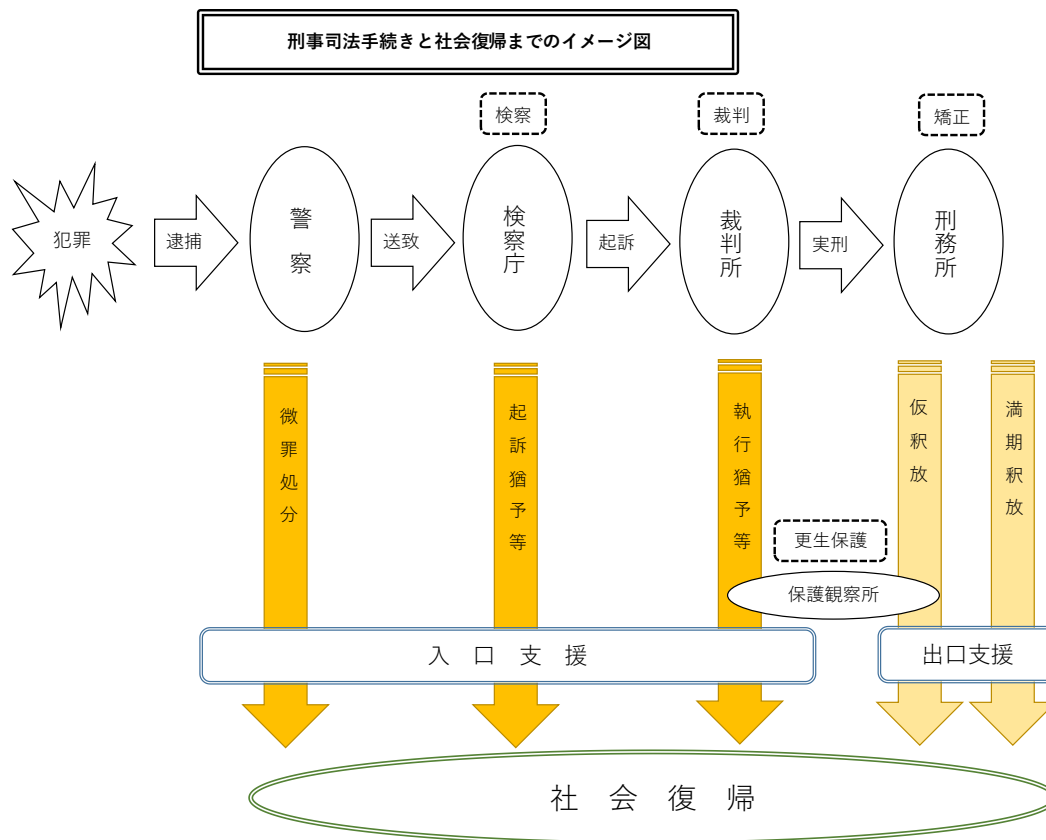
また、学校からの要請により啓発活動を行います。

## 3 入口支援・出口支援の連携の強化

### (1) 刑事司法手続きや地域帰住等の段階に応じた切れ目ない支援

罪を犯して検挙された人は、イメージ図のように刑事司法手続きの各段階に応じて処遇を受けますが、地域社会に戻った際に社会的に孤立することで再犯に結びついてしまうことが懸念されます。

そのため、刑務所等から出所する人に対する「出口支援」、罪を犯したが起訴猶予や執行猶予等で刑務所へ入所していない人への「入口支援」の両面での支援が重要です。検察庁や保護観察所、刑務所、山形県地域生活定着支援センターが行う支援のほか、山形県弁護士会では全国で唯一「犯罪加害者家族支援委員会」を設け、支援にあたっています。鶴岡市では次のような関係機関と連携を密にし、罪を犯した人の円滑な社会復帰を支援します。



### ①山形地方検察庁と連携した支援（入口支援）

検察庁主催のケア会議に、市福祉課、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関が参加し、不起訴処分や罰金刑になった人、執行猶予者等で、福祉サービスを必要とする人に対し、住居確保や福祉医療制度につなぎ生活の安定に向けたサポートを連携して行うとともに、対象者が地域社会で孤立しないよう各種支援につなげるための訪問活動などを実施します。

また、検察庁では罪を犯した人とその家族を対象とした「家族会議」を実施し、社会復帰に向けた家族の協力体制構築についても支援を行います。

#### 【用語解説】

##### 『ケア会議』

山形地方検察庁が不起訴処分や罰金刑になった人、執行猶予者等で、福祉サービスを必要とする人に対し、関係機関と連携した個別支援を検討する会議。

### ②山形県地域生活定着支援センターと連携した支援の実施（出口支援）

山形県地域生活定着支援センターが支援する人について、市福祉課や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関が連携・協力して、対象者の円滑な社会復帰に向けてチームで息の長い社会復帰支援に取り組みます。

#### 【用語解説】

##### 『山形県地域生活定着支援センター』

山形県の委託を受け、帰住先のない高齢者・障害者等で出所後に福祉的な支援が必要と考えられる矯正施設等出所者に対して、福祉サービスのニーズ把握や利用調整、相談支援機関との調整などの支援を行っています。

### ③刑務所等出所予定者への支援

刑務所等出所予定者には、所内での職業訓練等のほか、担当地区のハローワークによる事前相談など、出所に備えた支援を実施します。

## 4 民間協力者の活動の推進

### (1) 更生保護等の団体活動の支援

罪を犯した人の社会復帰は、地域で指導や支援を行う「保護司」、地域における犯罪予防や子どもたちの健全育成、子育て支援活動など幅広い活動を行う「更生保護女性会」、出所した人等の事情を理解した上で就労を受け入れ支援する「協力雇用主」など、多数の民間ボランティアの協力により支えられています。再犯防止の推進のために、こうした団体の活動を促進する支援を行っていきます。

#### ①更生保護団体への活動支援

市ホームページや広報誌において、鶴岡田川地区保護司会、鶴岡地域更生保護女性会、鶴岡田川地区協力事業主会の活動について周知し、市民の理解促進に努めます。

また、更生保護活動の促進に寄与することを目的として、鶴岡田川地区保護司会への補助金を交付し地域の再犯防止活動を支援します。

#### ②人材確保の支援

保護司会等の人材募集の呼びかけに協力し、人材の確保を支援します。

#### ③防犯協会への支援

防犯意識の普及と啓発に努め、相互扶助の精神をもって安全で安心な地域社会の実現を目指すため、各地域で防犯活動を行う鶴岡市防犯協会に対して支援します。

## 5 再犯防止に向けた基盤の整備

### (1) 関係団体間の連携による相談支援体制の強化

罪を犯した人が地域社会に戻ってからも孤立することなく安定した生活を送るためには、国、県、市、保健医療・福祉関係機関、民間協力者の連携が必要であり、「鶴岡市再犯防止推進協議会」を中心として再犯防止施策を推進します。

また、刑事司法手続きを離れた人に対する支援は、一般市民を対象として提供する各種行政サービス等を通じて行われることが想定されるため、適切な窓口・関係機関へ誘導できるよう関係機関への再犯防止施策の周知を進め、連携体制を構築します。

#### ①鶴岡市再犯防止推進協議会における再犯防止施策の協議

本計画の策定を協議した「鶴岡市再犯防止推進協議会」の構成団体による定期的な協議の場を設け、情報共有や再犯防止施策の進捗を話し合い、自らの団体で何をするかに留まらない、関係団体一丸となった再犯防止施策を推進します。

#### ②鶴岡市再犯防止推進協議会の構成団体及び関係機関を対象とした研修会の開催

「鶴岡市再犯防止推進協議会」の構成団体、関係団体の職員、関係者を対象とした、再犯防止施策に関する合同の研修会を開催することで、各関係機関における再犯防止施策の相互理解を促進するとともに、団体間・職員間の連携強化を図ります。

#### ③出所時に支援につがっていない人及びその家族でも相談しやすい関係機関の連携体制の構築

満期出所等、出所時に個別の支援につがっていなかった人やその家族の不安感や相談事を受け止める関係機関の連携体制を構築します。



## 6 子どもの健やかな成長のための支援

### (1) 非行の未然防止に向けた取組

非行に至る背景には、家庭や地域社会における教育機能の低下、経済的困窮、いじめ、虐待、孤立など様々な要因が考えられるため、学校や警察等の関係機関と連携した非行の未然防止に向けた次のような取組を継続します。

#### ①街頭指導の実施

青少年育成センターでは、巡回活動での街頭指導、見守り活動により非行防止に取り組んでいます。日々の下校時の巡回と長期休業時の巡回を実施します。

#### ②青少年の電話相談の実施

青少年育成センターでは、フリーダイヤルによる青少年の電話相談を実施します。

#### ③環境運動の展開

青少年健全育成団体と協力して、「青少年を守る店運動」事業を実施しています。コンビニ、ゲームセンター等の青少年の利用の頻度が高い店を訪問して、啓発ポスターの掲示を依頼し、青少年の非行防止への意識高揚を図ります。

#### ④「いじめ・非行をなくそう」県民運動の実施

小中学生へ「いじめ防止標語」を募集していじめ防止の啓発を図るとともに、高校生や青少年団体の市民発表の機会である「青少年ステージパフォーマンス」の実施により、青少年の健全な成長を図るなど、山形県の「いじめ非行をなくそう県民運動」に参加します。

### (2) 学校等と連携した取組

適切な学習機会を確保することは、社会からの疎外感や孤立を防止するだけでなく、人格形成や自立した生活を営む意識の醸成にも大変重要であるため、次のような取組を継続します。

#### ①教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

市内の小中学校を対象にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置することで、児童生徒一人ひとりの実態に応じた支援を行います。

また、教育相談センター内に教育相談員を配置することで、児童生徒等が抱える様々な問題についての相談体制の充実を図ります。

#### ②いじめ防止対策の推進

「いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、学校・市教育委員会・児童相談所・法務局・警察などが連携し、社会総がかりでいじめ問題の解消を目指します。

#### ③小中学生向けの「ネット講話」の実施

教育委員会の指導主事が各小中学校に出向いて「ネット講話」を行うことで、児童生徒によるインターネットを介した犯罪の未然防止に努めます。

#### ④生活困窮者世帯の子どもの学習支援の実施

教育を受ける機会を得られないことでの貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対して学習支援を行うとともに、当該世帯の保護者及び子どもに対し、生活習慣や育成環境の改善に関する助言を行います。

また、通所方式（教室）終了時には、母子会による子ども食堂実施し、保護者同士も交えての交流により生活困窮世帯の孤立の防止を進めます。

## 7 地域による包摂の推進

### 【用語解説】

#### 『地域による包摂』

ここでは、罪を犯した人を排除せず、受け容れて社会復帰を進める地域理解の促進という意味が込められています。

### (1) 更生保護に対する理解を促進する取組

罪を犯した人が社会で孤立せず円滑に社会復帰するためには、地域住民の理解と協力が必要となります。再犯防止や罪を犯した人への社会復帰支援の重要性について、市民全体に理解の促進を図るため、市や関係機関、民間団体が連携して、次のような地域住民向けの広報・啓発活動を行っていきます。

#### ①「社会を明るくする運動」の推進

国、県、更生保護団体、関係機関と連携し、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について地域住民の理解を深めることを目的とした「社会を明るくする運動」を推進します。

#### ②「鶴岡市再犯防止推進計画」および再犯防止推進施策の周知啓発

本計画及び再犯防止に関する取組の周知を行ため、市ホームページでの情報発信、住民自治組織や各種団体の会合等へ出向いての説明を行うなど、更生保護団体や関係機関の活動への地域住民の理解促進を図ります。

また、関係機関と連携し、住民に再犯防止、更生保護に関する意識をより理解していただく機会の創出に取り組みます。

## 第5章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制について

再犯防止に関する取組は、更生保護の分野をはじめ、高齢、障害、医療、住宅、雇用、教育など、生活全般にわたる幅広い分野にわたっています。本計画の推進には行政機関のみならず、関係機関、民間団体との協力が不可欠であり、「鶴岡市再犯防止推進協議会」の構成団体を中心とした各関係機関、団体と情報交換・情報共有を行って再犯防止に関する取組を総合的に推進します。

また、庁内の推進体制として、庁内関係部長級による「庁内会議」と、「福祉、住居、就労、地域、教育」等の各分野関係課レベルによる「関係課会議」を立ち上げ、情報共有と連携した計画の推進を図ります。

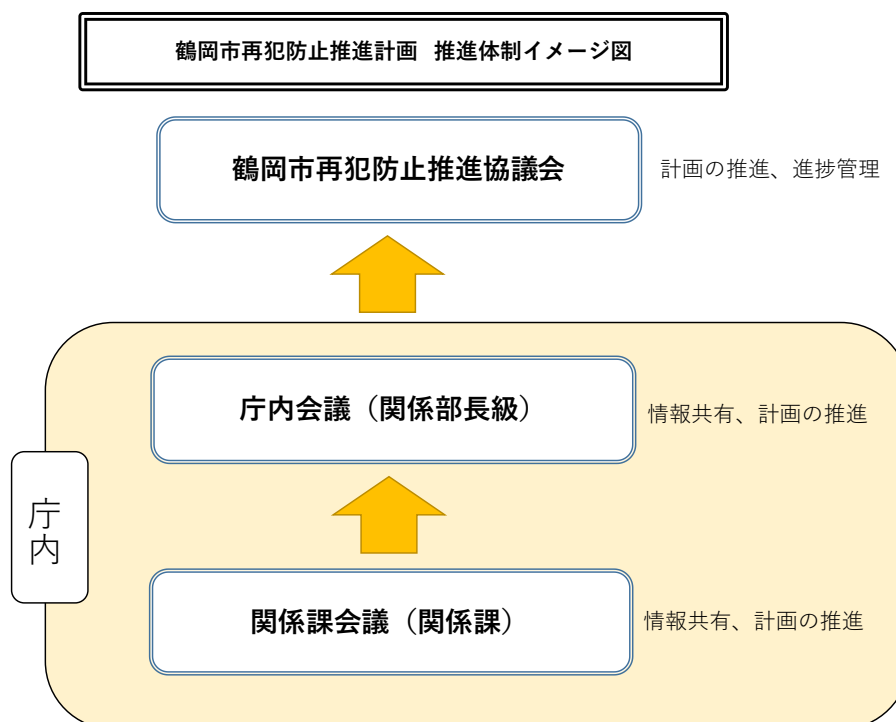
○庁内…①関係部長級による「庁内会議」による計画推進に関する協議

②「福祉、住居、就労、地域、教育」等の各分野関係課で構成する「関係課会議」による情報共有と連携した計画の推進

○外部…「鶴岡市再犯防止推進協議会」の構成団体を中心とした各関係機関、団体と情報交換・情報共有のよる、総合的な取組の推進

### 2 計画の進捗管理について

計画を効果的に推進するため、「鶴岡市再犯防止推進協議会」を通じて、毎年進捗管理を行います。また、法律や国の再犯防止推進計画、山形県再犯防止推進計画等の改訂状況なども注視し、本計画の実行、評価、見直し、次期計画の策定へとつなげます。



## 資料編

### 1 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 3 条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第 4 条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第 5 条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（再犯防止啓発月間）

第 6 条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第 7 条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第 24 条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

## 2 鶴岡市再犯防止推進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法第 104 号。以下「法」という。）の規定に基づき、鶴岡市における再犯の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、鶴岡市再犯防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 鶴岡市再犯防止推進計画の策定及び推進に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 更生保護に関する活動に従事する者

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 協議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 本協議会は、必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初の協議会は市長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年8月15日から施行する。

### 3 計画の策定経過（作成中）

時 期	内 容
令和5年8月24日	第1回 鶴岡市再犯防止推進計画策定庁内検討会 (骨子案の協議)
9月20日	第1回 鶴岡市再犯防止推進協議会 (骨子案の協議)
11月15日	第2回 鶴岡市再犯防止推進計画策定庁内検討会 (素案の協議)
12月22日	第2回 鶴岡市再犯防止推進協議会 (素案の協議)
令和6年2月5日	第3回 鶴岡市再犯防止推進計画策定庁内検討会 (計画案の協議)
2月29日 ～3月21日	パブリックコメント
3月下旬	計画策定

#### 4 策定体制

##### (1) 鶴岡市再犯防止推進協議会

	区分	所属・役職名等	委員氏名	備考
1	国	山形保護観察所企画調整課長	小野 旬	
2		山形刑務所統括矯正処遇官	渡辺 悠	
3		山形地方検察庁検察官副検事	高根 裕二	
4		山形地方検察庁鶴岡支部統括検務官	田中 敦	
5		鶴岡公共職業安定所統括職業指導官	中西 真	
6	県	鶴岡警察署生活安全課長	鈴木 雄介	
7	更生保護 団体	鶴岡田川地区保護司会会長	吉宮 茂	委員長
8		鶴岡地域更生保護女性会会長	加賀山 博子	
9	関係団体	特定非営利活動法人 Comfy 理事	武田 晋輔	
10		鶴岡田川地区協力事業主会会長	佐藤 重勝	副委員長
11		山形県地域生活定着支援センター所長	高橋 麻紀	
12		鶴岡市社会福祉協議会地域福祉課長	今野 良一	
13		鶴岡市地域包括支援センター連絡会	本間 久美子	
14		鶴岡市民生児童委員協議会連合会副会長	菅原 けい子	
15		山形県弁護士会	脇山 拓	

##### (2) 鶴岡市再犯防止推進計画策定庁内検討会

No.	所属・役職名		氏名
1	副市長		阿部 真一
2	総務部	総務部長	森屋 健一
3	企画部	企画部長	上野 修
4	市民部	市民部長	伊藤 慶也
5		危機管理監	秋葉 敏郎
6	健康福祉部	健康福祉部長	佐藤 繁義
7	農林水産部	農林水産部長	岡部 穰
8	商工観光部	商工観光部長	阿部 知弘
9	建設部	建設部長	坂井 正則
10	教育委員会	教育部長	永壽 祥司
11	藤島庁舎	支所長	成田 譲
12	羽黒庁舎	支所長	伊藤 敦
13	櫛引庁舎	支所長	佐藤 友志
14	朝日庁舎	支所長	鶴見 美由紀
15	温海庁舎	支所長	粕谷 一郎

## 5 用語集

### 【か行】

#### ○起訴

公訴を提起すること。検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為。

#### ○起訴猶予

犯罪の事実は明白だが、犯人の性格や年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により、検察官が訴追を必要としないと判断したもの。不起訴処分的一种。

#### ○協力雇用主とは

犯罪や非行をしたことにより定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。登録した事業主は鶴岡市エリアでは「鶴岡田川地区協力事業主会」に所属している。

#### ○居住支援協議会とは

住宅の確保に特に配慮を必要とする人の民間賃貸住宅への円滑な入居等の促進を図るため、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を行うために組織された会。

#### ○刑法犯

刑法（危険運転致死傷、過失運転致死傷等を除く）及び爆発物取締罰則や暴力行為等処罰法などの特別法に規定される犯罪。

#### ○検察庁

検察官の行う事務を統括する機関。検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決定する。

#### ○更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と罪を犯した人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体。

### 【さ行】

#### ○再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、過去に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者。

#### ○執行猶予

有罪判決により刑の言い渡しを行うが、刑の執行を一定期間猶予し、猶予期間中に罪を犯さずに経過すると、刑の言い渡しを消滅させる制度。

#### ○社会を明るくする運動

すべての人が、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。鶴岡市においても7月を強化月間として実行委員会を中心に毎年活動を展開している。

#### ○住居確保給付金とは

生活困窮者自立支援制度の1つであり、仕事の休業等に伴う収入の減少により住居を失うおそれがある方について、原則3ヶ月（最大9ヶ月）家賃相当額を自治体から家主あてに直接支給する制度。



## ○重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

## ○スクールカウンセラー

心理に関する専門的な知識・経験を有する心の専門家として、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う。

## ○スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、家庭や学校、友人関係、地域社会などの児童生徒の置かれた環境に様々な方法で働きかけて支援を行う専門職。福祉に関する専門的な知識・経験を有する福祉の専門家として、学校や関係機関と連携し、子どもの家庭環境に起因する問題解決に向けて支援を行う。

## ○成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々が、財産管理、生活上の決定等について、代理権や同意権、取消権が付与された成年後見人等が支援を行う仕組み。

### 【た行】

## ○地域生活自立支援センター

生活困窮者自立支援法に基づき、就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をするとともに、関係機関との連絡調整を行う事業。

## ○地域包括支援センター

介護保険法で定められ、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントを総合的にを行う機関。

### 【な行】

## ○認知件数

警察が発生を認知した事件の数。

### 【は行】

## ○罰金・科料

財産刑の一種で、罰金は1万円以上の金銭の納付を命じられる刑罰。科料は1,000円以上、1万円未満の金銭の納付を命じられる刑罰。

## ○不起訴

検察官が公訴を提起しないと決定する処分。主に下記の様態がある。

- ①被疑者死亡・公訴時効成立等により訴訟条件を欠く場合
- ②被疑者が犯罪時14歳未満や心神喪失状態にあるなど、被疑事実が犯罪の成立要件を満たさない場合
- ③被疑者が人違いである場合など、犯罪の嫌疑・証拠がない場合
- ④被疑事実が明白だが、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により検察官が訴追を必要としないと判断した場合

## ○保護観察

罪を犯した人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。刑務所等の矯正施設で行われる施設内での処遇に対し、社会の中で処遇を行うものであることから、「社会内処遇」と言われる。

## ○保護観察所

保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関。各地方裁判所の管轄地域ごとに全国 50 か所に設置されている。

## 6 主な相談窓口一覧

相談分野	窓 口	住 所	電話番号
生活上の困りごと	鶴岡地域生活自立支援センター「くらしステーション」	馬場町 9-25 鶴岡市役所 1 階	0235-29-1729
生活保護に関する相談	鶴岡市役所 福祉課生活福祉係	馬場町 9-25 鶴岡市役所 1 階	0235-35-1285
障害者に関する相談	鶴岡市役所 福祉障害福祉係	馬場町 9-25 鶴岡市役所 1 階	0235-35-1273
”	鶴岡市障害者相談支援センター「にこころ」	泉町 5-30 にこ♥ふる 2 階	0235-25-2794
高齢者に関する相談	鶴岡市役所 長寿介護課	馬場町 9-25 鶴岡市役所 1 階	0235-29-4180
” (第 1、第 4 学区)	健楽園地域包括支援センター	陽 光 町 9 - 2 0	0235-25-0888
” (第 2 学区、斎、黄金)	地域包括支援センターなえづ	ほ な み 町 3 - 1	0235-26-9260
” (第 3 学区、湯田川、田川)	地域包括支援センターつくし	馬 場 町 1 - 3 4	0235-29-1256
” (第 5 学区、京田、栄)	永寿荘地域包括支援センター	宝 田 二 丁 目 7 - 2 9	0235-29-2900
” (第 6 学区、大泉、上郷、三瀬、由良、小堅)	地域包括支援センターかたりあい	西 新 斎 町 1 4 - 2 6	0235-29-1626
” (加茂、大山、湯野浜、西郷)	鶴岡西地域包括支援センター	馬 町 字 枇 杷 川 原 2 3	0235-35-0300
” (藤島地域)	地域包括支援センターふじしま	藤 の 花 一 丁 目 1 8 - 1	0235-78-2370
” (羽黒地域)	地域包括支援センターはぐる	羽黒町荒川字前田元 89 (鶴岡市役所羽黒庁舎内)	0235-64-8281
” (櫛引地域)	地域包括支援センターくしびき	三 千 刈 字 藤 掛 1	0235-57-5003
” (朝日地域)	地域包括支援センターあさひ	下 名 川 字 落 合 1 (鶴岡市役所朝日庁舎内)	0235-58-1068
” (温海地域)	地域包括支援センターあつみ	温 海 戊 5 7 7 - 1 (鶴岡市役所温海庁舎内)	0235-43-3010
生活の相談に関すること	鶴岡市社会福祉協議会 地域福祉課	泉町 5-30 にこ♥ふる 2 階	0235-24-0053
こころの健康に関する相談	鶴岡市役所 健康課	泉町 5-30 にこ♥ふる 1 階	0235-35-0156
求職活動に関すること	鶴岡公共職業安定所	馬 場 町 2 - 1 2	0235-25-2501
内職に関すること	鶴岡ワークサポートルーム	馬 場 町 9 - 2 5 (鶴岡市役所 5 階 商工課内)	0235-25-2215

《地域庁舎エリアでの福祉に関する相談》			
藤 島	藤島庁舎市民福祉課	藤島字笹花 25 鶴岡市藤島庁舎 1 階	0235-64-5806
	藤島福祉センター	藤島字笹花 25 鶴岡市藤島庁舎 1 階	0235-64-3100
羽 黒	羽黒庁舎市民福祉課	羽黒町荒川字前田元 89 鶴岡市羽黒庁舎 1 階	0235-26-8774
	羽黒福祉センター	羽黒町荒川字前田元 89 鶴岡市羽黒庁舎 1 階	0235-62-4534
櫛 引	櫛引庁舎市民福祉課	上山添字文栄 100 鶴岡市櫛引庁舎 1 階	0235-57-2116
	櫛引福祉センター	三千刈字藤掛 1	0235-57-5300
朝 日	朝日庁舎市民福祉課	下名川字落合 1 鶴岡市朝日庁舎 2 階	0235-53-2115
	朝日福祉センター	下名川字落合 1 鶴岡市朝日庁舎 2 階	0235-53-2795
温 海	温海庁舎市民福祉課	温海戊 577-1 鶴岡市温海庁舎 2 階	0235-43-4614
	温海福祉センター	温海戊 577-1 鶴岡市温海庁舎 2 階	0235-43-2114